



薬生総発 0301 第 6 号
保医発 0301 第 1 号
平成 31 年 3 月 1 日

薬剤師認定制度実施機関の長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長

厚生労働省保険局医療課長

薬剤師研修認定制度の適切な運用について

平素は薬事行政及び医療保険行政に対してご協力を賜り、誠にありがとうございます。

薬剤師が自らの資質向上のために生涯を通じて常に新しい知識と技能を習得し、業務の充実に努めることは非常に重要であり、薬局に勤務する薬剤師に対する研修については、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 3 号。以下「体制省令」という。）第 1 条第 1 項第 16 号の規定により、薬局開設者にその実施を求めています。また、調剤報酬における「かかりつけ薬剤師指導料」及び「かかりつけ薬剤師包括管理料」の施設基準として、公益財団法人薬剤師認定制度認証機構から認証された研修認定制度（以下「研修認定制度」という。）等の研修認定を取得していることを求めているところです。

研修認定制度につきましては、研修を受講した薬剤師に対して薬剤師認定制度実施機関から研修受講シールが交付される場合があると承知しておりますが、今般、一部の薬剤師認定制度実施機関から交付されている研修受講シールが、インターネット上のオークションサイト等で売買されている事例が確認されました。

不適切な方法により入手した研修受講シールにより、研修認定を取得する行為は、研修認定制度の信頼性を揺るがしかねないものであり、また、調剤報酬請求の適正性にも疑念を生じさせるものです。

つきましては、研修認定制度の適切な運用のため、薬剤師認定制度実施機関である貴団体において実施している研修の受講者及び関係者に対して、オークションサイト等における研修受講シールの不適切な売買について注意喚起を行うとともに、受講者名簿による受講状況の管理、研修受講シール配布時の本人確認及び未受講者の研修受講シールの回収徹底等、不適切な売買を防止する取組について検討していただき、研修受講シールの取扱いをはじめとして適切に研修を実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

日薬研発第 30 号

平成 31 年 4 月 25 日

各都道府県薬剤師研修協議会会長 様

各研修会実施機関の長 様

公益財団法人日本薬剤師研修センター

理事長 豊島 聡

(捺印省略)

研修会受講者名簿の整備及びその提出並びに研修受講シールの管理について

日頃は、当財団の事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

研修受講シールの取扱いに関し、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び保険局医療課長連名通知を以て対策を講ずるよう指示がなされたことから、平成 31 年 3 月 4 日日薬研発第 377 号を以て、不正行為の防止等について通知いたしました。その後引き続き、具体的な対応策について検討してきたところですが、今般、電子化までの措置として、下記のとおり取扱うこととし、令和元年 7 月 1 日以降に実施する研修会等から適用することとしましたので、ご連絡いたします。なお、この取扱いを遵守できない場合は、研修会実施機関の登録を取消します。

おって、本件にかかるご質問及びその回答は、齟齬を避けるため電子メールによることとし、都道府県薬剤師研修協議会の場合は jpec-soumu@jpec.or.jp あてに、その他の研修会実施機関の場合は jpec@jpec.or.jp あてにご送信ください。電話等の口頭での回答やファクシミリによる対応はいたしませんので、ご了承ください。ただし、本取扱いの適用除外、例外措置の適用等は一切行いませんので、それに関わるご質問への回答は致しません。

記

1. 受講者名簿について

(1) 研修会等の開催に当たっては、電子化（マイクロソフト・エクセル使用）した受講者名簿を作成すること。名簿の様式は別添のとおりとし、項目すべてを記載すること。項目の全部又は一部の記載が欠けている受講者に交付した研修受講シールは無効とする。なお、受講者名簿の様式は、当財団のホームページに掲載するものを使用すること。

(2) 受講者名簿は CD-ROM（ウイルスチェック済のもの）に収納し、研修会終了報告書の提出（研修会等の実施日から起算して 2 週間以内）と併せて提出すること。その際、受講者名簿を収納した CD-ROM は、研修会等の 1 開催につき 1 枚を使用するものとする。

(3) e-ラーニングの実施機関の場合は、(2) の受講者名簿の提出は 1 か月分をまとめて、翌月 15 日までに、研修会終了報告書とともに提出するものとする。なお、受講者名簿の容量が大きい場合、1 枚の CD-ROM に収納し切れない場合は、別途指示する方法で提出すること。

2. 研修受講シールについて

- (1) 研修受講シールを受領した受講者を特定できるようにするため、当財団が発行する研修受講シールに通し番号を付す。
- (2) 研修受講シールの交付に当たっては、本人確認及び受講状況確認を確実に行うこと。
- (3) 未受講者分の研修受講シールは、受講者名簿に未配付であることを記載したうえ、番号及び枚数を確認して、研修会終了報告書の提出時に併せて返納すること。毀損した受講シールも同様に返却すること。
- (4) 未受講者分の研修受講シールの発生をできるだけ避けるため、都道府県薬剤師研修協議会又は研修会実施機関に対する研修受講シールの送付は必要最小限の枚数とするので、受講人数の予測は可能な限り精緻なものとする。
- (5) 研修認定薬剤師制度実施要領(以下「実施要領」という。)9(2)ウ及び同実施細則16の規定を廃止する。したがって、実施要領7(1)の手続きを経していない公共団体の研修会又は学会等への出席による場合の特例的な取扱いを行わないこととなるので、当該研修会又は学会等の出席者は自己研修による場合として研修受講シールを請求することとなる。また、これまでこの規定の適用を受けて研修会又は学会等を開催してきた団体等においては、実施要領7(1)及び実施細則1に規定する手続きを行って、研修会又は学会等を開催すること。
- (6) 令和元年7月以降に開催する研修会等であって、すでに研修受講シールの送付を受けた都道府県薬剤師研修協議会又は研修会実施機関については、研修受講シールの交換を行うので、新たな研修受講シールの送付を受け次第、直ちにすでに送付された研修受講シールを当財団に返納すること。

3. その他

- (1) これまで使用してきた様式の研修受講シール(以下「旧シール」という。)は、令和元年7月1日以降交付することができない。この日以降に交付された旧シールは無効である。
- (2) 研修会等の実施に際し、受講者に対して、氏名及び薬剤師免許番号を含む受講者名簿を「公益財団法人日本薬剤師研修センターに報告する」ことを告知すること。
- (3) 研修認定薬剤師制度実施要領(以下「実施要領」という。)9(2)ウ及び同実施細則16の規定の廃止に伴い、今後、都道府県薬剤師研修協議会又は研修実施機関発行の受講証明書に基づく、研修受講シールの交付は行わないので、留意されたい。
- (4) 薬剤師認定制度認証機構の認証を受けている他の認定機関が発行する研修受講シールの取扱いについては、別途通知する。
- (5) 受領者名簿に記載された個人情報、法律に基づき開示が義務づけられている等の特別の事情がない限り、本人の事前承諾なしに第三者に開示・提供することはない。

別添

受講者名簿

	研修会受付番号	研修受講シール番号	単位数	受講者名	薬剤師免許番号
1	G01-2019-L-123456	A-000001	1	〇〇〇〇	900000
2	G01-2019-L-123456	A-000002	1	△△△△	900001
3	G01-2019-L-123456	A-000003	1	□□□□	900002
4	G01-2019-L-123456	A-000004	1	未配付	
5	G01-2019-L-123456	A-000005	1	未配付	

注1：毀損した研修受講シールも返却すること。

注2：研修受講シール番号欄は、1桁目のアルファベットごと及び単位数ごとにまとめ、番号の若い順に記載すること。

注3：薬剤師免許番号中、「沖」又は「外」の文字は省いて数字のみを記載すること。

注4：この名簿の受講者名欄には、研修受講シールを受領した者を記載すること。

資料 4

質問への回答（その1）（令和元年5月27日）

I 通知の訂正

CD-ROM → CD-R

II 質問への回答

（受講者名簿関係）

1. 受講者名簿の様式はいつホームページに掲載されるのか。

令和元年5月下旬に掲載します。

2. 研修受講シール不要の人も、名簿に記載するのか。

受講者名簿は、研修受講シールを受領した人を記載するためのものです。したがって、研修受講シールが不要の人は、記載しないでください。

3. 受講を申し込んでいながら欠席した人は、名簿に記載するのか。

研修受講シールを受領していないので、名簿に氏名を記載する必要はありません。

4. 受講者名簿をPDFファイルで提出しても良いか。

受講者名簿は、検索可能であることが必要なため、マイクロソフト・エクセルを使用して作成することとなっています。それ以外の方法で作成しても、受講者名簿を提出したことになりません。

5. 受講者のリストはこれまで手書きで作成しているのですが、それをPDFファイルで提出しても良いか。

研修会の実施者において、マイクロソフト・エクセルで作成して提出してください。

6. 令和元年6月までの研修会では、研修会受講者名簿の作成は必要ないのか。また、研修受講シールを配付しない場合はどうなるのか。

通常何らかの形式での名簿はあると思われませんが、提出は7月以降に開催した研修会等からになります。研修受講シールを配付しない場合も提出は不要です。

7. 6月までに開催の受理書を受け取った研修会は、受講者名簿を作成・提出しなくて良いのか。

7月以降に開催する研修会等は、受理書の発行時期によらず、すべて提出が必要です。

8. 薬剤師免許番号の記載は必須なのか。

必須です。受講者名簿は、5つの項目すべての記載が必要です。項目に記載の欠けているものがある場合、その研修受講シールは無効になります。7月以降に開催する研修会等で、現時点ですでに申込みを受付けている場合でも、薬剤師免許番号を含めてすべての項目の情報は必要です。

9. 薬剤師免許番号の不明な人への研修受講シールの配付はどうするのか。

配付しないでください。配付しても受講者名簿中に薬剤師免許番号の記載がなければ、その研修受講シールは無効になります。無効であることを受講者が了承した場合でも、後日の混乱を防ぐため配付しないでください。

10. 講師用の研修受講シールについても、記載は必要か。

研修受講シールを受領した講師についても、受講者名簿に必要事項を記載してください。

11. 研修会の開催申請を完結型で行えば、受講者名簿は不要か。

完結型は、事務処理上の都合で当分の間休止します。

12. 研修受講者名簿はCD-R以外の方法では提出できないのか。

事務処理上の都合上（終了報告書の受領時、直ちに未配付の研修受講シールを受講者名簿と照合する必要があるため）、CD-R以外は受け付けられません。また、保管の都合上、記録媒体を統一することとしますので、USBメモリーでの提出もご遠慮ください。また、研修会等1件ごとに1枚のCD-Rを使用してください。

13. 研修受講者名簿を収納するCD-Rは、研修センターから交付されるのか。

恐縮ですが、研修会実施者においてご用意ください。

14. 提出したCD-Rは返却されるのか。

記録媒体は一定期間保管しますので、返却はご容赦ください。

15. マイクロソフト・エクセルの拡張子は、CSV形式でも良いか。

データとしては同一ですが、受講者名簿は通知に示した形式で作成してください。

16. 新卒者で、薬剤師免許番号が不明な場合は、どのようにするのか。

研修会受講時点で不明な場合は、薬剤師かどうか確認できませんので、研修受講シールの配付をご遠慮ください。

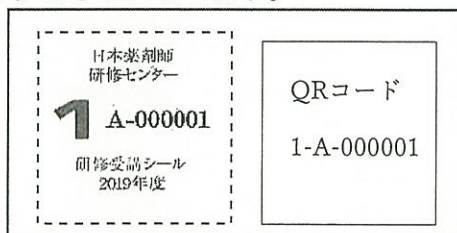
17. 受講人数の予測のぶれはどの程度まで許容されるのか。

これまでの状況を勘案して予測をお願いします。結果的に予測と異なることもあるとは思いますが、多くなるような方法で予測することはご遠慮ください。

(研修受講シール関係)

18. 新しい様式の研修受講シールはどのようなものか。

次のようなものになります。



受講者名簿の作成の一助として、研修受講シールの右隣に単位数とシール番号を示すQRコードを並べた形式のものとなります。研修受講シールは、これまで同様、台紙から剥がすことができます。このQRコードは研修受講シールではありませんので、剥がせません。

19. 研修受講シールに通し番号を付するとありますが、これは研修会の実施者が記載するのか。

お送りする研修受講シールにはあらかじめ番号が付されています。

20. 講師用の研修受講シールも受講者用と同じ取扱いか。

同じように通し番号を付します。

21. 研修受講シールの配付の都合上、未配付が多く生じる方法をとってはいけないか。

未配付の研修受講シールが多数生じるような配付方法をご遠慮ください。

22. 送付される研修受講シールは連番になるのか。

原則的には連番になります。ただし、追加で送付となった場合は連番にはなりません。

23. すでに送付された研修受講シールの交換はどのように行うのか。

新しい形式の研修受講シールをお送りしますので、それが到着しましたら、旧研修受講シールを送り返してください。

(その他)

24. 電子化の時期はいつか。

令和2年度中の導入を目指しています。

25. 電子化すれば、研修実施者の負担は軽減されると考えて良いか。

これからシステムを構築する段階ですが、研修受講シールの配付や、研修会受講者名簿の提出は不要になる見込みです。

26. 受講者名簿との照合で受講した研修会等が判明するため、薬剤師研修手帳に研修会等に関する事項の記載を省略して良いか。

薬剤師研修手帳は、自分の研修記録を整理するためのものです。したがって、研修会等に関する事項は引き続き記載してください。